

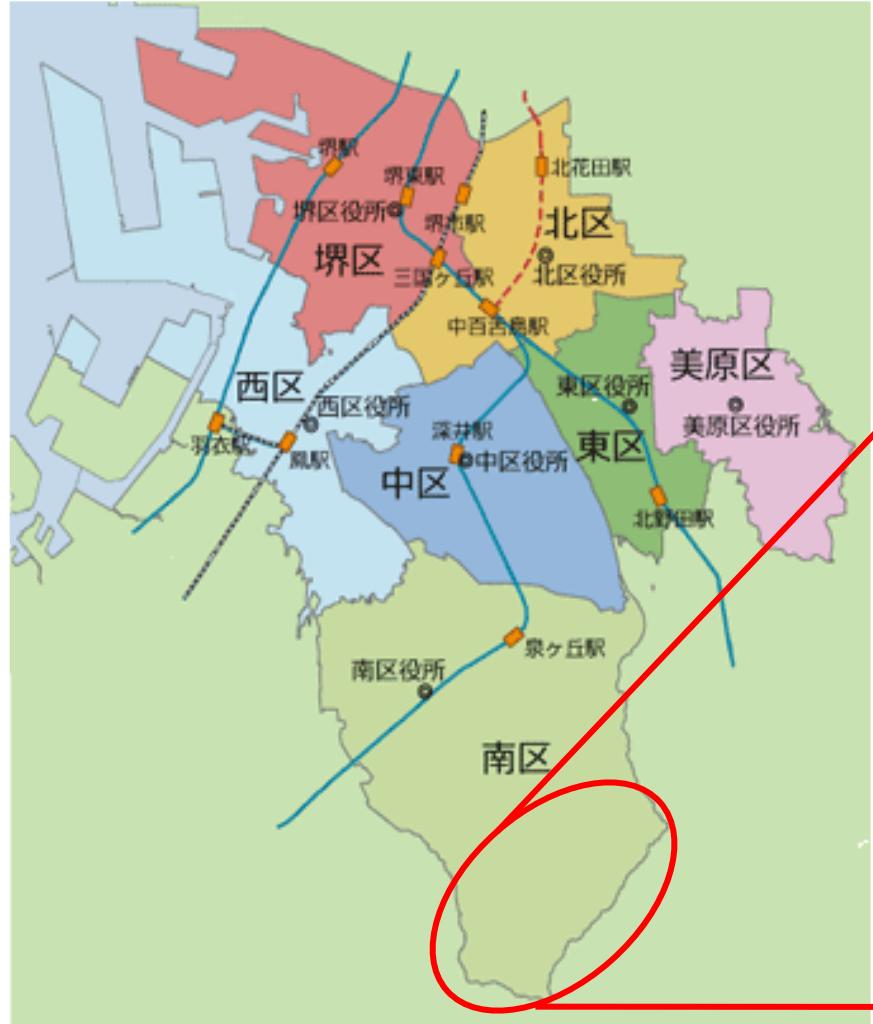
南部丘陵における緑地保全について

1. 特別緑地保全地区の区域の変更について
2. 市、市民、事業者の協働による緑地保全について

令和7年10月29日

1. 特別緑地保全地区の区域の変更について

1) 南部丘陵について



1. 特別緑地保全地区の区域の変更について

南部丘陵は、多様な動植物の生息地・生育地であるとともに、農業用水の水源や災害防止機能等多様な機能を有し、人々の生活に密着した役割をもっています。

多様な生物が生息する「里地里山」として、こどもたちの「環境学習」の場として、地域文化を継承する「原風景」として、低炭素社会に貢献する「クールダム」として、そして堺市を流れる石津川の「源流域」として、市民にとっても非常に大切な緑地です。



1. 特別緑地保全地区の区域の変更について

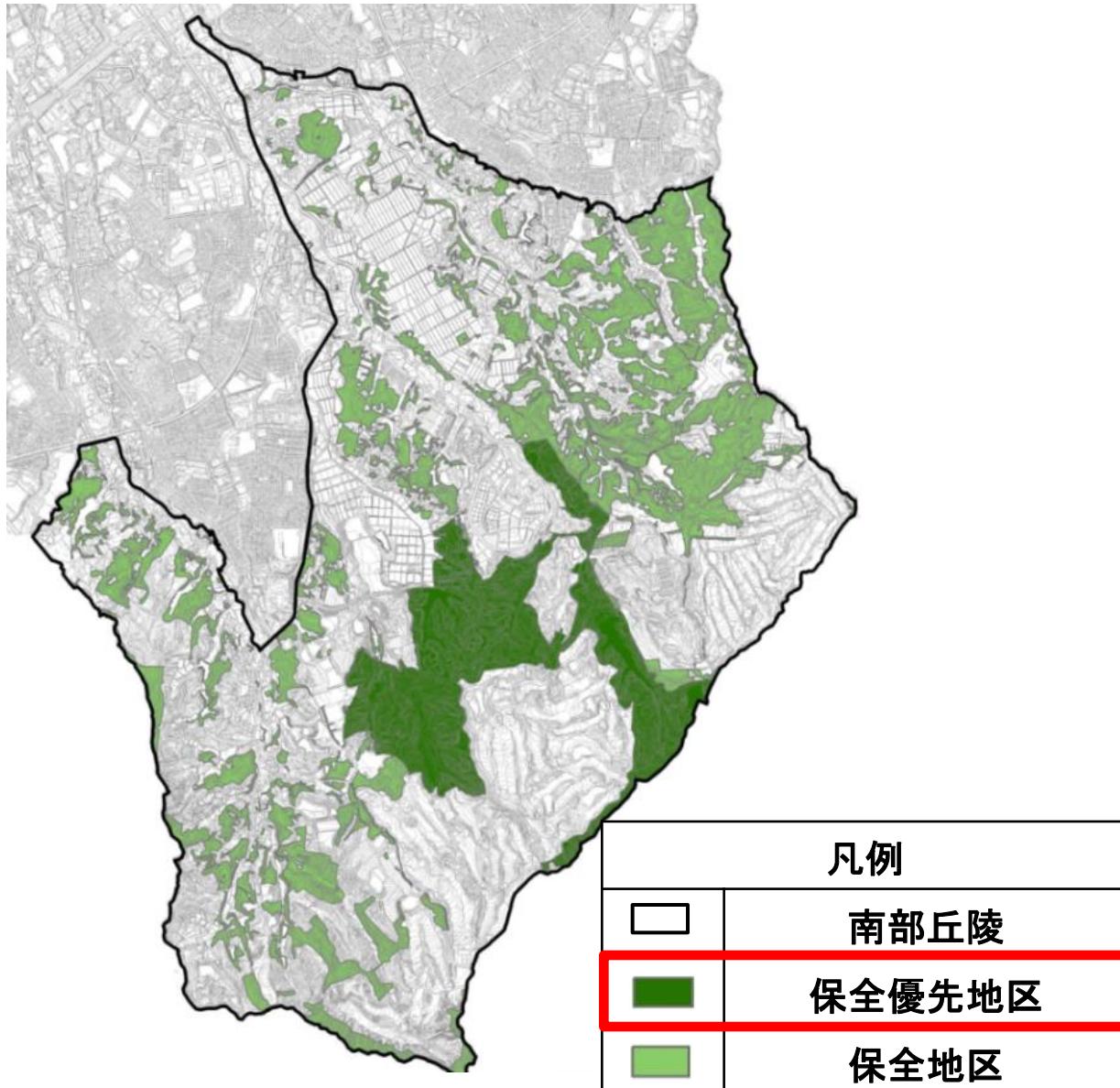
2)特別緑地保全地区の指定について

特別緑地保全地区

都市緑地法に規定される地域で、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図ることを目的としている。

保全すべき緑地

堺市緑の政策審議会の答申において、植生等の自然環境の評価が高く、優先して緑地を保全すべきところを「**保全優先地区**」(約160ha)と位置付けている。



3) 緑地保全に関する取組経過

● 平成22年9月 堺市緑の保全と創出に関する条例の施行

- 緑の保全と創出について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑の保全と創出に関する基本的施策を定める

● 平成24年11月 堺市緑の政策審議会における答申

- 「特別緑地保全地区」の全域指定を長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進める

● 令和元年11月 堺市議会における「南部丘陵の保全に関する決議」

- 鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区の指定を速やかに進める
- 特に保全を優先すべき地区（160ha）において特緑の指定を条件の整った場所から順次進める
- 緑地保全は市、市民、事業者の協働により行われるよう普及啓発を継続的に実施する

● 令和2年2月 「鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区」告示

- 約14haを特別緑地保全地区に指定

1. 特別緑地保全地区の区域の変更について

4) 鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区について

- 平成24年11月

堺市緑の政策審議会

「特別緑地保全地区」の全域指定を
長期的な視野で見据え、条件の整った
場所から順次指定を進める

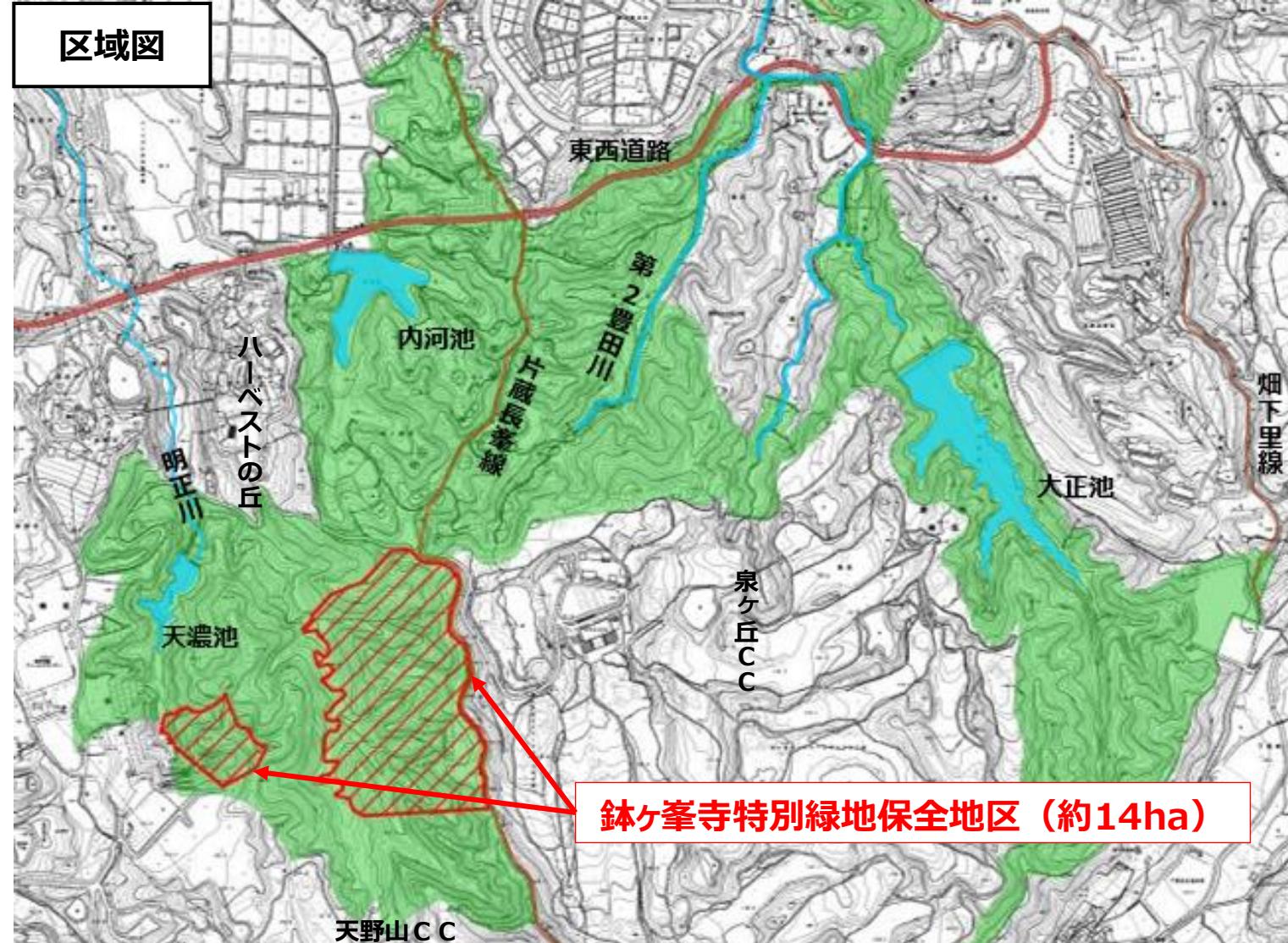
- 令和2年2月

鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区の指定

「保全優先地区」のうち、特に開発圧
力が高く、緑地の減少が危惧される地
域を優先し、かつ明確な区域となる約
14haを特別緑地保全地区に指定

- 令和7年3月

鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区
(約14ha) について買入完了



1. 特別緑地保全地区の区域の変更について

5) 区域の変更について

- 名称

鉢ヶ峯寺特別緑地保全地区

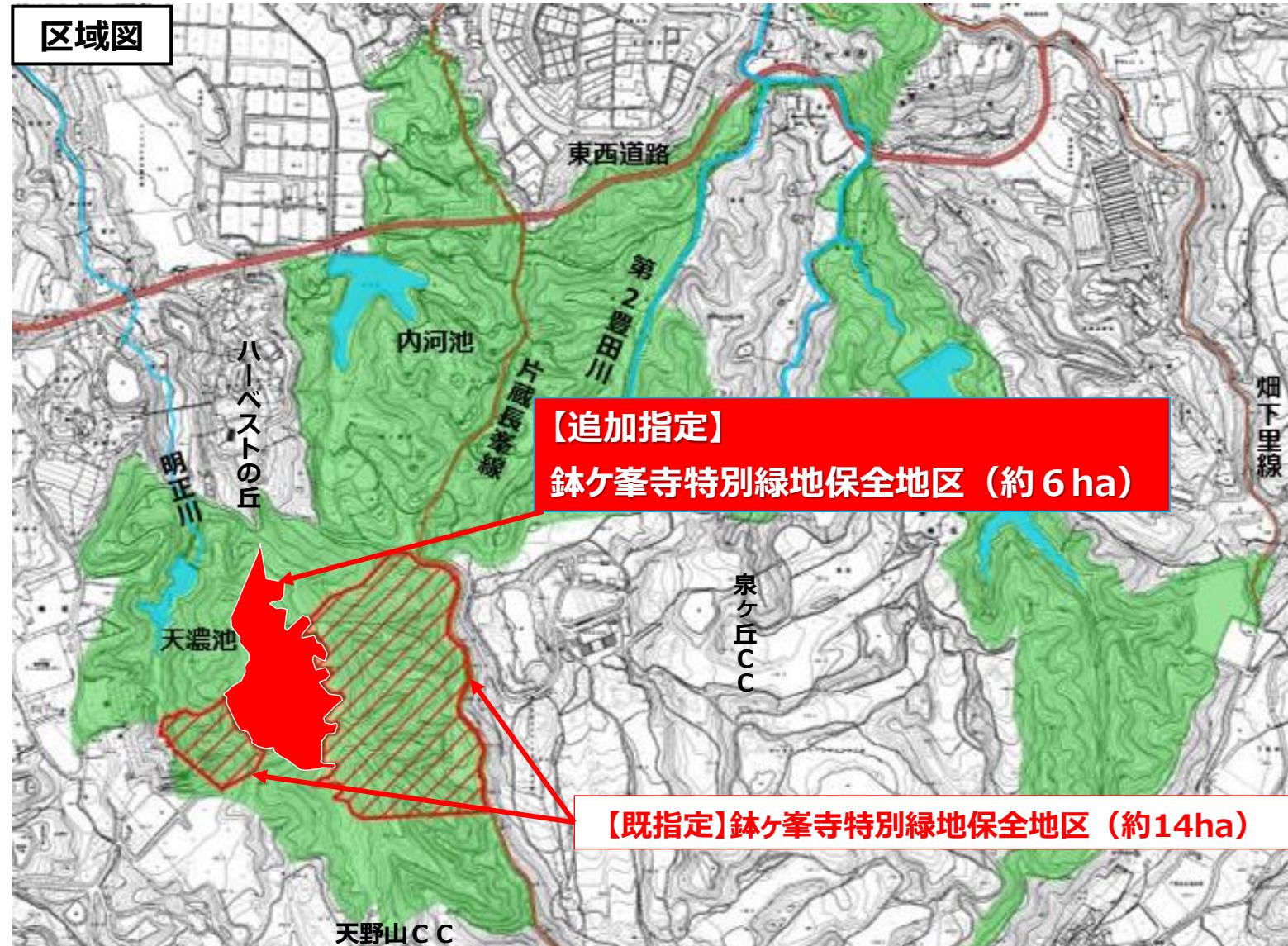
- 面積

約 20 ha

(追加指定予定地 約6ha)

- 区域

区域図のとおり



2. 市、市民、事業者の協働による緑地保全について

- 平成22年9月 堺市緑の保全と創出に関する条例の施行
 - 緑の保全と創出の基本理念のもと、市、市民及び事業者の責務を定義
- 令和元年11月 堺市議会における「南部丘陵の保全に関する決議」
 - 緑地保全は市、市民、事業者の協働により行われるよう普及啓発を継続的に実施する

- 南部丘陵の里地里山の多様な景観と環境を育み、適正な維持管理により良好な自然環境を次代に継承する必要がある。
- 南部丘陵の緑地保全に対する市の取組を広くPRし、面的にまとまりのある緑地の保全について、市、市民等及び事業者が連携、協働して取り組む必要がある。



南部丘陵における自然豊かな一体の緑地を保全していく決意を明確にし、市、市民等及び事業者が連携、協働していくために新たに理念条例の制定に向けて取組を進める